

法人会員規約【コーポレートカード（スーパー型）用個別決済方式】新旧対比表

現行	改定後（2024年4月改定）
<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といふ）を券面^上に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」といふ）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面^上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、発行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（第2条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」といふ）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といふ）を券面に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」といふ）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また、会員および使用者は、発行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（第2条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」といふ）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。（カードに署名欄がある場合に限り）</p>
<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める毎月の支払額を、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、会員または使用者の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める毎月の支払額を、当月初旬に、当社の定める方法により、会員または使用者へ請求明細書にかかわらず送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>	<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認められた場合は、当社は通知、催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合 (2) 本規約のいずれかに違反した場合 (3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 (4) 信用状態に重大な変化が生じた場合 (5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合 (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格の取消の申出があったことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。） (8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合 (9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といふ）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (10) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為 (11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） (イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等 (12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者が、これらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合 5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。 6. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。 7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用したた利用したとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての（会員番号で、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。 8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認められた場合は、当社は通知、催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合 (2) 本規約のいずれかに違反した場合 (3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 (4) 信用状態に重大な変化が生じた場合 (5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合 (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格の取消の申出があったことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。） (8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合 (9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といふ）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為 (11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） (イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等 (12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者が、これらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合 5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等せずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等せずに解除することができるものとします。 6. 会員は、本条4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。 7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。 8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用したた利用したとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての（会員番号で、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。 9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認められた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引については、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合、会員および使用者は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかに該当した場合、会員および当該使用者は、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申出があったとき。 (2) 自ら振出課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3) 相続振出した手形、小切手が取不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合、会員および使用者は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかに該当した場合、会員および当該使用者は、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申出があったとき。 (2) 自ら振出課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3) 相続振出した手形、小切手が取不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。 (5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合</p>
<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害 (2) 損害の発生が保障期間外の場合 (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害 (4) 本条第4項の義務を会員が怠った場合 (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 (6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認められた場合はこの限りではありません。） (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害 (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 (9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害 (2) 損害の発生が保障期間外の場合 (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害 (4) 本条第4項の義務を会員が怠った場合 (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 (6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認められた場合はこの限りではありません。） (7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合 (8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害 (9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 (10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法を提出していただき当社が適当と認められた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法を提出して行い、当社が適当と認められた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日とします。</p>	<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日とします。</p>
<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」といふ）等に関する情報等が変更が生じた場合は、当社が適当と認められた方法により会員または使用者が届出の住所へ届出事項を届出用紙により届け出るとともに、電話等でも届け出ることができます。 (略) (追加)</p>	<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」といふ）等に関する情報等が変更が生じた場合は、会員または使用者が届出用紙により届け出るとともに、電話等でも届け出ることができます。 (略) 6. 当社は、日本語を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</p>
<p>第25条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行う際、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のも認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、この場合と認められる場合には、カードの利用ができないことがあります。（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認められた場合には、売上票上の署名を省略すること、または I C チップで端末機等にかざしてご利用される場合（非接触 I C チップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に相当するサインスキャンもしくは売上票上の署名をすること等当社が適当と認める方法により取引を行う場合があります。</p>	<p>第25条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行う際、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のも認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認められた場合には、売上票上の署名を省略すること、または I C チップで端末機等にかざしてご利用される場合（非接触 I C チップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に相当するサインスキャンもしくは売上票上の署名をすること等当社が適当と認める方法により取引を行う場合があります。</p>

(2023年4月改定)

(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者（以下総称して「使用者等」といふ）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および今後の管理ならびに付帯サービス等の提供のため、下記①から⑨の情報（以下これを総称して「個人情報」といふ）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、使用者へのカードご利用代金のお支払いですりのご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、および、法令に基づき市区町村から従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたもの）にかかると記載事項の証明書を含みます）の交付を受けるとともに、住所変更の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、在留資格に関する情報および収入等の情報（以下総称して「氏名等」といふ）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報および、当社届出電話番号の現在および過去の有効性及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といふ） ②使用者の個人情報に関する申込日、契約日、ご利用日名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含む、以下「契約情報」といふ） ③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく「信用情報」 ④来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む） ⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦官報や電話帳等の公開情報 ⑧使用者等のインターネット（アプリ、ウェブサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等 ⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む） 2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 (略)</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者およびカード担当者、管理責任者（以下総称して「使用者等」といふ）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および今後の管理ならびに付帯サービス等の提供のため、下記①から⑨の情報（以下これを総称して「個人情報」といふ）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、使用者へのカードご利用代金のお支払いですりのご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、および、法令に基づき市区町村から従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたもの）にかかると記載事項の証明書を含みます）の交付を受けるとともに、住所変更の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、国籍、在留資格、在留期間に関する情報および収入等の情報（以下総称して「氏名等」といふ）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報および、当社届出電話番号の現在および過去の有効性及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といふ） ②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用日名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含む、以下「契約情報」といふ） ③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく「信用情報」 ④来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む） ⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦官報や電話帳等の公開情報 ⑧使用者等のインターネット（アプリ、ウェブサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等 ⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む） 2. 使用者等は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。(略)</p>
<p>第9条（個人情報に関するお問合わせ）</p> <p>1. 第4条に定める中止のお問合わせは、下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p>	<p>第9条（個人情報に関するお問合わせ）</p> <p>1. 第4条に定める中止のお問合わせは、下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p>
<p>反社会的勢力でないこと表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）および個人が、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、③の各号のいずれかに該当する行為をした場合、④の各号のいずれかに該当する行為をした場合、このカード取引が停止・解約されたも異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>	<p>反社会的勢力でないこと表明・確約に関する同意 私（会員の実質的支配者（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。）および個人が、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、③の各号のいずれかに該当する行為をした場合、このカード取引が停止・解約されたも異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>

(2023年4月改定)

(2024年4月改定)